千葉県スポーツ少年団指導者研修会について

作成:千葉県スポーツ少年団事務局 平成28年5月7日版

千葉県スポーツ少年団指導者研修会(以下、本研修会)は、千葉県スポーツ少年団登録指導者の相互の連携と資質・指導力の向上を図り、スポーツ少年団活動の推進に資するために実施するもので、本研修会は、認定員資格保有者に対して下記のとおり行うこととする。

●実施形態

- ・千葉県スポーツ少年団本部及び指導者協議会が運営を行う。また、市町村スポーツ少年団の協力を得て、会場確保等行うこととする。
- ・上記以外に、市町村スポーツ少年団及び種目別専門部が独自で開催する研修会についても「千葉県スポーツ 少年団指導者研修会独自開催承認申請書」により申請し、承認されたものについては、認定員資格更新のた めの研修会として実施するができる。開催に係る費用については、実施団体が負担することとする。

●有効期間

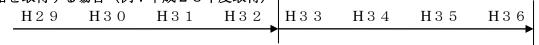
認定員の千葉県スポーツ少年団における**有効期間は4年間**とし、4年ごとに更新する。更新にあたっては、千葉県スポーツ少年団の定める有効期限年度までに本研修会を受けなければならない。ただし、本研修会を受講しなくても、毎年引き続きスポーツ少年団登録を行っている限り認定員資格は有効である。平成27年度までの資格保有者は、一律有効期限は「平成31年度末」とする。平成28年度以降の認定員取得者は、資格取得の翌年度から4年間を有効期間とする。

※平成27年度以前に認定員資格を取得した場合



有効期限は「平成31年度末」→平成31年度までに研修会受講→有効期限は「平成35年度末」に更新 →平成31年度までに研修会未受講→各種大会等の参加および派遣に制限あり 平成27年度は研修会テスト期間:受講者は参加実績として有効

※今後認定員資格を取得する場合(例:平成28年度取得)



有効期限は「平成32年度末」→平成32年度までに研修会受講→有効期限は「平成36年度末」に更新 →平成32年度までに研修会未受講→各種大会等の参加および派遣に制限あり

●受講推奨年度の設定

- ・受講が集中しないよう、認定員番号による「受講推奨年度」を設定し、なるべくその年度に受講してもらうよう通知する。なお、受講推奨年度以外でも受講を認める。
- ・独自開催コースにおいては「受講推奨年度」は設けない。参加条件については実施団体が定めることとする。

●参加料

- ・1人500円とする。
- ・独自開催コースにおいても、認定員資格更新のための研修として参加する場合には、1人あたり500円を実施団体が取りまとめて県本部へ納入する。

●年間コース数及び参加人数

・県本部主催コースとして、**年間5コース程度600~700人規模**で実施する。そのうち、千葉県総合スポーツセンター内で2コース程度実施する。

千葉県総合スポーツセンター内での開催: 1コースあたり $150\sim200$ 人 市町村会場での開催: 1コースあたり $100\sim150$ 人

・独自開催コースは、毎年開催希望調査をもとに決定する。

(参考) 平成24年度:有資格指導者(認定員2353人認定育成員51人) 平成25年度:有資格指導者(認定員2321人認定育成員53人) 平成26年度:有資格指導者(認定員2466人認定育成員53人)

●千葉県スポーツ少年団指導者研修会受講修了証明書本研修会受講修了証明書」を発行する。

【例】

千葉県スポーツ少年団指導者研修会 受講修了証明書

開催日	平成●年●月●日(●)
研修会名	●●スポーツ少年団指導者研修会
研修会 ID	No.
主催者名	公益財団法人干業県体育協会 干業県スポーツ少年団
	千葉県スポーツ指導者協議会

上記研修会に参加したことを承認いたします。

公益財団法人千葉県体育 千葉県スポーツ少年 印 本部長 久保 浩

- <注意事項>
- ・上記研修会は干葉県スポーツ少年団が定める認定員の資格更新のための研修会として承認されています。・各個人の認定員資格の有効期限は干葉県体育協会のホー
- 各個人の認定員資格の有効期限は干葉県体育協会のホームページ (http://www.chiba-taikyo.jp/) でご確認ください。

- ・県本部主催コースについては、研修会終了後に受講者へ配布する。
- ・独自開催コースについては、研修会終了後の実施団体からの報告をもとに、2~3週間で受講者本人へ県本部から直接郵送する。

※ハガキサイズの用紙、またはハガキに印刷し送付する。

●各種大会への参加

有効期間内の認定員資格保有者は、県内のスポーツ少年団の大会に参加することができる。また、有効期間 内の認定員資格保有者を対象として関東ブロック大会及び全国大会に派遣する。詳細については、事業専門 部会、種目別専門部会議で決定する。

●顕彰事業への条件化 総務専門部会で検討中。

●受講管理

- ・認定員保有者の千葉県スポーツ少年団指導者研修会の受講管理は、千葉県スポーツ少年団事務局で行うこととし、年度ごとに市町村スポーツ少年団及び種目別専門部に該当する受講状況を一覧で示すこととする。
- ・各研修会の受講者一覧(認定番号)を千葉県体育協会ホームページ(http://www.chiba-taikyo.jp/)に掲載し、各個人が有効期限を確認できるようにする。